

議案第 9 2 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事する消防吏員に対して災害応急対策派遣手当を支給するため改正する。

[内 容]

災害が発生した本市の区域以外の地域（南足柄市並びに足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を除く。）に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員（派遣先の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）に対しては、災害応急対策派遣手当として日額 1, 6 8 0 円を支給することとする。（第 2 条及び第 9 条関係）

[適 用]

公布の日